

〔令和6年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
4 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住所
氏名
電話番号

Table with columns for inheritance tax agent, location, name, and phone number.

Main table with columns for item, confirmation content, confirmation result, and basis for confirmation. Rows include '被相続人' and '後継者(相続人等)'.

※ 2面に続きます。

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料		
後継者 (相続人等)	申告期限 まで	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し	
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し	
		③ その事業について開業の届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○ 開業の届出書	
		④ その事業について青色申告の承認を受けている又は承認を受ける見込みですか。(注5)	はい	いいえ	○ 青色申告承認申請書	
		⑤ 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など	
		⑥ 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第3号に係るもの)に限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 確認書の写し	
特定事業用資産	相続開始の直前	共通	① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 被相続人が1面の(1)に該当する場合 その被相続人の相続開始の日 ロ 被相続人が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の日又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日	はい	いいえ	○ 青色申告決算書
			② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい	いいえ	○ 青色申告決算書
	宅地等	① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注6)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
		② 被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注7)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
	建物	○ 被相続人の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注7)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など	
減価償却資産	○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注8)	はい	いいえ	○ 固定資産税の通知書の写しなど		

- (注) 1 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
- 2 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得の日となります。
- 3 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
- 6 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第2項において準用する同令第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
- 7 被相続人が1面の(2)の場合は、特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者をいいます。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
- 8 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)が該当します。詳細は「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

**〔令和6年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート**

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 (            )

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に係るものに限り、)の写し及び円滑化省令第7条第11項(同条第13項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
4	減価償却資産である特定事業用資産の次の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (1) 地方税法第341条第4号に規定する償却資産(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号ハ)(機械装置など) その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る <b>通知書の写し</b> その他の書類(同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限り、) イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格	<input type="checkbox"/>
	(2) 自動車等(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号ハ、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号) 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた <b>自動車検査証</b> (相続の開始の日において効力を有するものに限り、)の <b>写し</b> 又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の <b>証明書の写し</b> その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
	(3) 所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる果樹等(租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号) 当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
5	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	<input type="checkbox"/>